

2020年1月30日

デジタル混信受信相談業務に関する業務委託者の公募

一般財団法人 電波技術協会

地上テレビジョン放送については、全国で2012年3月31日までに地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送へ移行しました。一方で地上デジタルテレビ放送へ移行後も、デジタル混信で受信障害を受けている方への対策等、受信環境の整備を必要とする地域があります。

総務省では、2020年度も引き続き「無線システム普及支援事業費等補助金（デジタル混信対策事業）」を行うこととしています。

当協会は、2020年度「無線システム普及支援事業費等補助金（デジタル混信対策事業）」を実施することを想定し、「デジタル混信受信相談業務〔(1)訪問受信相談業務、(2)受動的混信調査業務、(3)デジタル混信対策、2011年～2019年度リパック対策の助成金申請等に係わる支援・受付事務業務 (4) デジタル混信対策事業費補助事業における計画管理等業務〕」について業務委託先を公募します。なお、応募に当たっては、別途配布する仕様書等の受領が必要です。

業務委託先の選定は、提出された書類を学識経験者等で構成する評価委員会に諮り、その結果に基づき行うこととします。ただし、業務委託契約の締結については、総務省の2020年度「無線システム普及支援事業費等補助金（デジタル混信対策事業）」を実施する団体として採択され、補助金の交付決定を受けた場合に限ります。

記

1. 公募の目的

地上デジタルテレビ放送に関わるデジタル混信受信相談業務〔(1)訪問受信相談業務、(2)受動的混信調査業務、(3) デジタル混信対策、2011年～2019年度リパック対策の助成金申請等に係わる支援・受付事務業務 (4) デジタル混信対策事業費補助事業における計画管理等業務〕について、全国規模での業務展開が可能な業務委託先を1社選定いたします。

2. 業務概要

受信者等から寄せられるデジタル混信に関する受信状況調査等の業務は下記のとおりです。

業務名称	業務概要
(1) 訪問受信相談	地上デジタルテレビ放送に関する相談に基づいて受信者宅を訪問し調査・助言を行う等の業務
(2) 受動的混信調査	訪問受信相談業務結果等に基づいて地上デジタルテレビ放送の混信地域における受信状況調査を行う等の業務
(3) デジタル混信対策、2011年～2019年度リパック対策の助成金申請等に係わる支援・受付事務	デジタル混信対策等が行われる地域等での受信対策における助成金交付申請及び実績報告の受付、申請書等の内容確認、また申請者や工事業者への指導等。
(4) デジタル混信対策事業費補助事業における計画管理等	円滑な業務遂行のため必要となる周知広報や受信者対応、対策工事を施工する者への連絡調整等の業務

3. 公募の内容

(1) 配付する仕様書等を基に下記の書類を提出していただきます。

- ・受託に関する意思の決定書
- ・会社概要、組織図（全国規模での業務展開が可能なことを示すもの）
- ・実施体制（要員、機材、管理体制、全国体制等がわかるもの）
- ・事業実績等調書（地上デジタルテレビ放送に関わるデジタル混信対策に関連した事業実績）
- ・有資格者調書（資格名、資格者名、人数 等）
- ・個人情報保護管理体制に関する規程及び取り組み
- ・安全対策（個人情報保護、労働安全衛生等）
- ・暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書
- ・定款及び登記簿の謄本（写し）
- ・直近の決算書、監査報告書
- ・事業報告書、貸借対照表、収支決算書等
- ・内部監査及び会計検査院実地検査への協力同意書
- ・共同企業体で応募の場合〔共同企業体協定書又は合意書（写し）〕
- ・見積書（見積内容・内訳等）

(2) 本業務実施期間は、契約締結日から2021年3月31日までを予定しています。

4. 募集日程

- ・仕様書等配布期間及び受領方法：2020年1月30日（木）10時から2020年2月7日（金）15時まで（厳守）

担当窓口へ事前にEメールにより連絡（公募業務の名称、仕様書等を受領される者の所属会社（団体）名、役職名、氏名、所属先の所在地、連絡先（電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）を記載）を受けた後、下記にて仕様書等の配布（原則手渡し）を行います。

- ・一般財団法人 電波技術協会 本部

〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-3 農住ビルアーシス9階

- ・質問受付：2020年2月10日（月）15時まで担当窓口あてEメールにて受付
- ・回答：2020年2月14日（金）17時までにEメールにて全ての応募社宛に回答
- ・書類提出締切：2020年2月20日（木）16時（厳守）【提出部数2部】

[提出書類審査期間]

- ・委託候補者決定：2020年3月中旬（予定）

5. 資格要件

- (1) 全国で業務を遂行する上で、業務受託者は第2級陸上無線技術士（これと同等の資格を含む）以上の資格者、又は建造物障害予測業務実績及び受信障害対策共聴の維持管理業務の実績を有する第1級CATV技術者（これと同等の資格を含む）を配置し、指導を受けることができる体制を整えることとします。ここでいう「指導」とは、実地や対面に限らず、電話による指導も含まれます。

- (2) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者。

①契約の相手方として不適当な者

ア. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

イ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。

ウ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ. 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与又はその経営を支配しているとき。

②契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア. 暴力的な要求行為を行う者。
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- エ. 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- オ. その他前各号に準ずる行為を行う者。

(3) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(4) 本応募資格のない者の提出書類等は、無効とします。

6. 担当窓口

一般財団法人 電波技術協会 本部

〒215-0004

神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-3 農住ビルアーシス9階

電 話：044-965-2345

F A X：044-965-2350

E-mail: tvkon-kobo@tvkon.jp

担当：江幡 佳子

坪井 宏司